

# かけはし

福島市立平田小学校 学校だより No.1

文責：校長 佐藤 裕子



## ✿ 令和4年度がスタートしました。

4月6日(水)、令和4年度入学式を行いました。本校父母と教師の会会長様のご臨席をいただき、保護者の皆様に見守られ、11名の新入生が呼名されると「はいっ」と立派な返事をして起立することができました。校長から、「元気」に遊び、「根気」よく勉強し、「勇氣」もりもりがんばってきましょう、とお話しました。



本校教育目標「自分で考え 力を合わせ 夢に向かって 最後まで」の具現化を目指し、学校・家庭・地域が心ひとつに“チーム平田”となって子供たちを育ててまいります。どうぞよろしくお祈りします。

### 〔安全第一〕

春の全国交通安全運動は15日(金)に終了となりますが、毎朝の登校班による登校、学年ごとの下校時の安全確保にご協力ください。

### ■児童数と学級担任紹介

平田小	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
男子	6	4	4	4	5	3	26
女子	5	2	5	4	3	2	21
合計	11	6	9	8	8	5	47
担任	半澤直子	横山 剛		鳴原則子	松浦明美		

### ■職員(担任外)紹介

校長 佐藤裕子 (福島市立北信中学校より)  
 教頭 加藤正典  
 複式解消 大関ちえこ  
 養護教諭 渡部夏実  
 主事 井野瞳子  
 技能主査 高橋秀一郎 (福島市立佐倉小学校より)  
 学校司書 先崎いづみ ※毎週水曜日(火曜日も来校する週があります)  
 SSS(スクール・サポート・スタッフ) 半田文男  
 ハートサポート相談員 齋藤真由美 ※隔週火曜日 9:00~15:00

“いま、ここ”の出会いを大切に  
 「平田小学校でよかった!」  
 と児童も教職員も保護者の皆様も  
 心から思えるような学校にすべく  
 努力してまいります。



### ■平田小学校HPのご案内

子供たちの活動の様子をお知らせしています。「福島市立平田小学校」で検索し、「平田小学校福島市教育ポータル」をクリックしてご覧ください。携帯サイトもありますので、右のQRコードからも閲覧できます。



■お知らせ 今年度の廃品回収は9月(年1回)に実施予定です。よろしくお祈りします。

\*\*\* ご家庭の皆様へのお願い \*\*\* おうちのルール その1 \*\*\*

- 1) まいあさ、6時には起きよう。
- 2) あさごはんは、きちんと食べよう。
- 3) よるは、9時には、おふとんにはいろう。
- 4) ごはんのときは、テレビを消そう。
- 5) テレビやビデオは、1時間まで。
- 6) テレビは消して、生き物や土に親しもう。
- 7) 絵本のお話や絵を、おうちの人といっしょに楽しもう。
- 8) 読書は、毎日、15分をめざそう。
- 9) 自分から、おてつだいをしよう。
- 10) 自分のことは自分でやろう。



まず、左のルールの「守れているところ」をほめてあげてください。特に、「早寝・早起き・朝ごはん」は最重要項目です。それらがいい加減だと、昼行性の動物として生きていけないからです。この習慣が身に付いていない5歳児は、三角形を写し書きできない、落ち着いて人の話を聞いてもらえない、持続力がない、協調性に乏しい、といった研究報告があります。

また、朝ごはんを食べている子と食べていない子のテスト結果を比べると、約20点もの差があったというレポートも…。毎朝、決まった時間に食べる習慣が子供の体調を整え、脳を活性化させてくれることは間違いありません。

「おうちのルール」を教えるために、保護者の皆様がルールを守り、お手本を示してください。自分ではできていないくせにガミガミとうるさい親への反発は、思春期の二次反抗期を迎える際にとても強く表れます。お手本を示し、見習おうとする子供の努力を、たくさんほめてあげましょう。次号で続きを紹介します。まず、この10のルールに挑戦してみてください。  
(参考文献:横山浩之著「マンガでわかるおうちのルール」小学館)

#### ■ 4月の主な行事

- 18日(月)一斉下校
- 19日(火)全国学力・学習状況調査
- 20日(水)1年生を迎える会
- 21日(木)内科検診
- 22日(金)授業参観・PTA総会
- 26日(火)鼓笛練習
- 29日(金)昭和の日

#### ■ 5月の主な行事

- 2日(月)避難訓練・引き渡し訓練
- 11日(水)福島市鼓笛パレード
- 14日(土)運動会
- 15日(日)運動会予備日
- 18日(月)歯科検診
- 19日(火)眼科検診
- 24日(火)新体カテスト
- 25日(水)プール清掃(本部役員)
- 31日(火)全校集会(プール開き)



ご協力よろしく申し上げます。

#### 新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の対応が変わります。 (令和4年4月18日以降)

- 陽性者が感染可能期間に学校に登校していた場合
  - (1) 所属学級を、陽性者の最終登校日の翌日から5日間、学級閉鎖(健康観察期間)とする。
    - 学級閉鎖期間中に、学級内で陽性者や発熱等の症状がある者が発生しなければ、6日目に学級閉鎖を解除する。
    - 5日間の学級閉鎖期間中に、学級内で新たな陽性者や発熱等の症状がある者が発生した場合は、所属学級の児童全員を「濃厚接触者」とし、2日間学級閉鎖を延長(計7日)する。
  - (2) 所属学級以外(体育等)で接触があった児童は、陽性者と最終接触をした翌日から3日間、出席停止措置(健康観察期間)をとり、不要不急の外出を控える。
    - 出席停止措置期間中に、陽性者が所属している集団内で、新たな陽性者や発熱等の症状がある者が発生した場合は、陽性者と接触があった児童を「濃厚接触者」とし、4日間出席停止を延長(計7日)する。
    - 学級閉鎖期間中は、同居家族(兄弟姉妹)についても、健康観察を命じられている同居家族が陽性者と最終接触をした翌日から3日間の自宅待機とする。
- 本人に発熱や咳、咽頭痛等の風邪症状が少しでも見られる場合
  - 登校を控える。
- 同居家族が濃厚接触者に特定された場合
  - 濃厚接触者が陽性者と最終接触をした翌日から3日間、自宅待機で健康観察を行う(出席停止扱い)。なお、濃厚接触者が保健所の指示によりPCR検査を受検する場合は、PCR検査の結果を待ち、結果が陰性である場合で、児童に症状がない場合は登校可能とする。
- 同居家族に発熱等の症状が見られた場合
  - 同居家族が医療機関で診断を受けたり、検体検査の結果、陰性が確認されたりするまでの間、自宅待機とする。(出席停止扱い)